知多市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年１２月２１日

知多市長　宮　島　壽　男

知多市規則第３６号

知多市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知多市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和４７年知多市規則第９号）の一部を次のように改正する。

第２条の２第２項中「第７条第１項第２号ウ」を「第７条第１項第２号イ」に改める。

第３条第１項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を削り、同条第２項を次のように改める。

２　条例第９条第４項の市長が規則で定める券は、粗大ごみ処理券（第６号様式）とする。

第５条第２項第２号を次のように改める。

(2) ごみの処分

ア　粗大ごみ戸別収集　収集時までとする。

イ　一括戸別収集　収集日の２日前までとする。ただし、当該２日前に当たる日が知多市の休日を定める条例（平成２年知多市条例第１号）第１条第１項に規定する日（以下この号において「休日」という。）であるときは、その前日以前の最も遅い休日でない日までとする。

第７条第１項第２号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同条第２項中「第２号ウ」を「第２号イ」に改める。

第８条第２号中「ごみの戸別収集の申請」を「一括戸別収集の申出」に、「一般廃棄物処理手数料（ごみの戸別収集）還付申請書」を「一般廃棄物処理手数料（一括戸別収集）還付申請書」に改める。

第２号様式から第４号様式までを次のように改める。

第２号様式から第４号様式まで　削除

第６号様式を次のように改める。

第６号様式（第３条関係）

No.

知多市　粗大ごみ処理券

受付番号

・受付番号を記入し、粗大ごみの見やすい場所に貼って、指定日当日の朝８時までに出してください。

知多市

第１３号様式中「一般廃棄物処理手数料（ごみの戸別収集）還付申請書」を「一般廃棄物処理手数料（一括戸別収集）還付申請書」に改め、「印」を削り、

「

処理申請書	受付番号　第　　号	指定手数料	円
	受付年月日　　年　月　日	還付申請額	円

を

」

「

領収証書	通知書番号　　号	既納付手数料	円
	領収年月日　　年　月　日	還付申請額	円

に

」

改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。